



国土交通省近畿地方整備局

Kinki Regional Development Bureau

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

近畿地方整備局	配布日時	平成29年10月23日
資料配布		14時00分

件名	11月は「建設業取引適正化推進月間」です！！ ～みんなで守る適正取引～
----	--

概要	<p>近畿地方整備局管内で6回の講習会（別紙）を開催 ※滋賀県、和歌山県については、現在調整中。</p> <p>各府県と連携し11月の「建設業取引適正化推進月間」に（1）取引適正化の周知啓発（2）建設業者等を対象とした講習会の開催（3）立入検査の実施等、建設業の取引適正化に関し集中的に法令遵守に関する活動を行います。</p> <p>近畿地方整備局では、建設業における取引の適正化について、従来から建設業法（昭和24年 法律第100号）の厳正かつ適正な運用により、法令の遵守指導等を通じ、その推進を図ってきたところです。</p> <p>しかしながら、依然として建設業の請負契約における不適切な取引が見受けられることから、建設業の健全な発達を促進するため、建設業取引の適正化をより一層推進する必要があります。</p>
----	---

取扱い	_____
-----	-------

配布場所	近畿建設記者クラブ 大手前記者クラブ
------	--------------------

問合せ先	国土交通省 近畿地方整備局 建政部 建設業適正契約推進官 若林 隆司（内線6119） 建設産業第一課 課長補佐 城戸 伸悟（内線6144） 電話 06-6942-1141（代表） 06-6942-1071（直通）
------	--

平成29年度「建設業取引適正化推進月間」の活動について

1. 実施期間

平成29年11月1日～30日

2. 実施内容

(1) 取引適正化の周知啓発

近畿地方整備局、各府県、各市町村、建設業関係団体において適正取引化の推進に関するポスターを掲示し、請負契約における取引の適正化について周知啓発に努めます。

(2) 建設業者等を対象とした講習会の開催

各府県等で開催される講習会で「建設業法令遵守ガイドライン」「下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について」に関し重点的な周知に努める他、「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」についても引き続き周知に努めます。

日 時	開催地	会 場	問い合わせ先
11月15日(水) 14:00～17:30	大阪府 大阪市	近畿地方整備局 第一別館大会議室	近畿地方整備局建設産業第一課 TEL:06-6942-1141 (代)
11月17日(金) 14:00～16:45	大阪府 大阪市	府庁新別館北館	大阪府建築振興課 TEL:06-6941-0351
11月17日(金) 13:30～16:15	京都府 福知山市	福知山市厚生会館	京都府指導検査課 TEL:075-451-8111
11月20日(月) 14:00～16:45	大阪府 大阪市	府庁新別館北館	大阪府建築振興課 TEL:06-6941-0351
11月21日(火) 13:30～16:15	京都府 城陽市	文化パルク城陽	京都府指導検査課 TEL:075-451-8111
11月30日(木) 13:00～16:10	奈良県 橿原市	かしはら万葉ホー ル	奈良県建設業・契約管理課 TEL:0742-22-1101

※滋賀県、和歌山県については、現在調整中です。

滋賀県：監理課建設業係 TEL077-528-4110 和歌山県：技術調査課 TEL073-432-4111

○講習内容の詳細については、各問い合わせ先でご確認下さい。

○兵庫県については既に開催済みです。また、福井県は本年度の開催予定は現在のところございません。

(3) 立入検査等の実施

各府県の建設業許可部局と連携して、知事許可事業者への立入検査を実施します。

立入検査に当たっては、建設業法に基づく元請下請間の適正な取引や施工体制等について確認するほか、社会保険等の加入状況や法定福利費を内訳明示した見積書の活用状況及び安全衛生経費の負担状況についても確認し、適正な指導に努めます。